

雨水出水浸水想定区域に関する Q&A

| | Q | A |
|---|---|--|
| 1 | 雨水出水浸水想定区域とは何ですか？ | 水防法第14条の2に基づき、本市が設定した想定最大規模降雨が発生した際に、雨水が排水できなくなり、浸水の発生が想定される区域のことです。 |
| 2 | 想定最大規模降雨とは何ですか？ | 1/1000年（0.1%）以下の確率で発生する非常に大規模な大雨のことです。 本市の検討で使用している降雨は1時間雨量147mmのものであります。 |
| 3 | 雨水出水浸水想定区域に指定されると法律上どのような義務が生じますか？ | 雨水出水浸水想定区域は不動産の売買・交換・賃借における重要事項説明で説明すべき内容に該当するため、説明する義務が生じます。 |
| 4 | 浸水深の着色がないところは内水氾濫が起こらないのですか？ | 雨の降り方によって、浸水が発生する範囲が異なる可能性があるため、図に示されていないところでも浸水する可能性があります。 |
| 5 | 「藤井寺市防災ガイドブック」に掲載されている内水ハザードマップとの違いは何ですか？ | 内水ハザードマップは平成25年に作成されたものであり、設定された降雨が異なります。今回作成された雨水出水浸水想定区域の設定降雨の方が降雨の規模が大きいです。 |